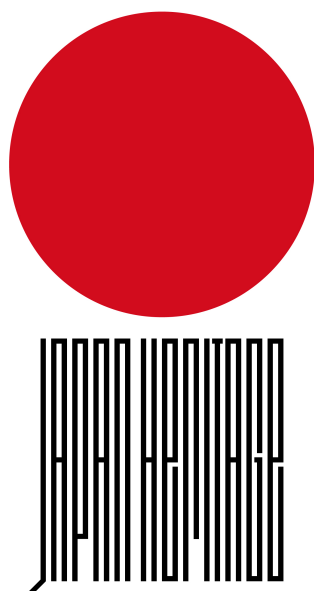


日本遺産連盟 令和5年度総会



日時：令和5年11月4日（土）17：30～

場所：東京都八王子市 京王プラザホテル八王子 翔王の間

日本遺産連盟 令和5年度総会 次第

日時：令和5年11月4日（土）17:30～

場所：東京都八王子市

京王プラザホテル八王子 翔王の間

1 開会

2 挨拶

3 来賓紹介

4 報告事項（1）

日本遺産推進議員連盟からの報告について

5 議題

決議事項

- | | |
|-------|---|
| 第1号議案 | 令和4年度事業報告 |
| 第2号議案 | 令和4年度決算報告
会計監査報告 |
| 第3号議案 | 令和5年度収支補正予算（案） |
| 第4号議案 | 令和6年度役員（案）
（次期会長あいさつ）
（次期副会長あいさつ） |
| 第5号議案 | 令和6年度事業計画（案） |
| 第6号議案 | 令和6年度収支予算（案） |

6 報告事項（2）

ア 令和5年度事業の進捗状況について

イ 令和6年度以降の日本遺産サミット開催予定について

令和4年度 事業報告

1 日本遺産フェスティバル in 関門の開催

期 日：令和4年10月29日（土）・30日（日）

会 場：メイン会場：下関市民会館、海峡メッセ下関

サテライト会場：北九州市内3か所、下関市内1か所

開催概要：PRブース（89団体出展）、オープニングイベント

日本遺産公開講座、日本遺産分科会、

サテライト会場、エクスカッション、関門日本遺産クイズラリーなど

来場者数：36,446人（サテライト会場含む）

2 総会・情報交換会の開催

（1）総 会

期 日：令和4年10月29日（土） 17時30分～18時30分

会 場：シーモールパレス ダイヤモンドの間（山口県下関市竹崎町）

※総会には全104団体中の78団体出席（委任状26団体）し、全議案が可決された。

（2）情報交換会

期 日：同 上 19時～20時30分

会 場：同 上 エメラルドの間

3 幹事会の開催

第1回幹事会：令和4年6月30日（木） オンライン開催

第2回幹事会：令和5年2月10日（金） 対面及びオンライン開催

4 要望活動など

・令和4年9月1日（木） 日本遺産推進議員連盟に要望書を提出

・令和4年2月10日（金） 第5回日本遺産推進フォーラムへ参加

主催：自由民主党政務調査会 文化立国調査会

5 その他活動

・「日本遺産カード」作成・配布

全国104件の日本遺産のカードを作成し、日本遺産フェスティバル in 関門の各PRブースにおいて来場者に配布。

令和4年度 日本遺産連盟 収支決算書

第2号議案

令和4年4月1日～令和5年3月31日

事務局:関門海峡日本遺産協議会

【収入】

(単位:円)

項 目	①予算額	②決算額	②－①	備 考
前年度繰越金	427,927	427,927	0	前年度からの繰越金
負担金	2,080,000	2,080,000	0	104団体×20,000円
その他	0	8	8	受取利子
合 計	2,507,927	2,507,935	8	

【支出】

(単位:円)

項 目	①予算額	②決算額	②－①	備 考
旅費	280,000	152,320	▲ 127,680	要望活動(議連、文化庁等)
総会開催費	200,000	397,391	197,391	会場、装飾、司会等
サミット開催費	1,800,000	1,144,340	▲ 655,660	日本遺産カード関連、 クリーニング代、消耗品
会議費	100,000	17,120	▲ 82,880	郵便料、振込手数料
予備費	127,927	0	▲ 127,927	
合 計	2,507,927	1,711,171	▲ 796,756	

翌年度繰越額

=

796,764円

(収入決算額－支出決算額)

令和4年度 会計監査報告について

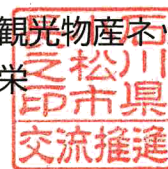
日本遺産連盟規約第7条第3項の規定に基づき、令和4年度決算書並びに関係諸帳簿及び証拠書類等について、監査した結果、適正であることを認めます。

令和5年3月31日

日本遺産連盟 監事

一般社団法人こまつ観光物産ネットワーク

小松市長 宮橋 勝栄



令和5年度 収支補正予算（案）

第3号議案

（収入）

（単位：円）

項 目	補正前予算	補正額	補正後予算	備 考
負担金	2,080,000	0	2,080,000	104団体×20,000円
前年度繰越金	0	796,764	796,764	前年度からの繰越金
合 計	2,080,000	796,764	2,876,764	

（支出）

（単位：円）

項 目	補正前予算	補正額	補正後予算	備 考
旅費	50,000	0	50,000	要望、PR活動（文化庁等）
総会開催費	2,000,000	▲ 300,000	1,700,000	会場借上費、看板、資料等（総会）
サミット開催費	0	796,764	796,764	会場、装飾、設備、PR活動等
会議費	30,000	0	30,000	会場借上費、郵便料、振込手数料等
予備費	0	300,000	300,000	
合 計	2,080,000	796,764	2,876,764	

令和6年度役員（案）

会 長	極上の会津プロジェクト協議会
副会長	倉敷市日本遺産推進協議会
監 事	日本遺産「桑都物語」推進協議会

令和6年度事業計画（案）

1 「日本遺産フェスティバル in 極上の会津」の開催

福島県会津地域に日本遺産認定104団体が一堂に会し、日本遺産の魅力を発信するイベントを開催する。

開催場所：会津若松市文化センター（メイン会場）他

福島県会津若松市城東町14-52

開催日：令和6年10月26日（土）～27日（日）

内 容：文化庁、日本遺産連盟幹事団体との調整ができ次第、加盟団体へ連絡いたします。

2 総会の開催

「日本遺産フェスティバル in 極上の会津」と併催予定

3 幹事会の開催

第1回幹事会：6月頃を予定（福島県会津若松市）

第2回幹事会：令和7年2月頃を予定

（令和7年度日本遺産サミット開催候補地（岡山県倉敷市））

4 その他

- ・日本遺産連盟の活動についての協議
- ・文化庁等への要望活動

令和 6 年度収支予算（案）

（収入）

（単位：円）

項 目	当初予算	摘 要
負担金	2,080,000	104団体 × 20,000円 平成27年度認定 18団体 平成28年度認定 19団体 平成29年度認定 17団体 平成30年度認定 13団体 令和元年度認定 16団体 令和 2年度認定 21団体 計 104団体
繰越金	300,000	
合 計	2,380,000	

（支出）

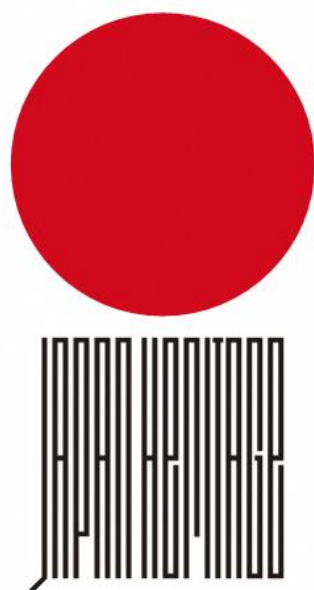
（単位：円）

項 目	当初予算	摘 要
旅費	280,000	要望、P R 活動（文化庁等）
会議費 （総会・情報交換会）	1,900,000	会場借上費、看板、総会資料等
会議費 （幹事会）	150,000	会場借上費、会議資料等
事務費	50,000	負担金請求通知等
合 計	2,380,000	

令和５年度事業進捗状況について

- 1 日本遺産フェスティバル in 桑都・八王子の開催
 - ・開催日：令和５年１１月４日（土）、５日（日）
 - ・会場：メイン会場 東京たま未来メッセ
開会式会場 J：COMホール八王子
- 2 日本遺産連盟総会
日本遺産フェスティバル in 桑都・八王子と併せて開催
- 3 幹事会
 - ・第１回幹事会：令和５年７月１１日（火） １０時３０分～１２時
(オンライン開催)
 - ・第２回幹事会：令和６年２月（予定）（開催方法未定）
- 4 要望活動
 - ・令和５年９月７日（木）日本遺産推進議員連盟への要望書を提出

要 望 書



令和 5 年 9 月

日本遺産連盟

日本遺産認定自治体からの要望

「日本遺産（Japan Heritage）」は、地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを文化庁が認定したものであり、ストーリーを語る上で欠かせない魅力ある有形・無形の様々な文化財群を、地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内外へ積極的かつ戦略的に発信していくことにより、地域の活性化を図ることを目的としています。

日本遺産が創設されてから8年が経過し、認定されたストーリーは104件となりました。地域の磨き上げを促進するため、他の地域のモデルとなる「重点支援地域」の選定など新たなスキームも始まっています。私たち認定団体は、文化庁のご支援を受け、それぞれの地域の強みを活かし、新たな付加価値を生み出すとともに、情報発信や人材育成、普及啓発、環境整備などを進め、地域の活性化に取り組んでいます。

しかし、このような取り組みにもかかわらず日本遺産の認知度は依然として高いとはいえません。新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に移行しましたが、世界情勢の変動などによる物価上昇などを理由に未だに国内外の交流が停滞している状況であり、これまで以上に日本遺産という「ブランド」を強化していく取り組みが不可欠です。そのためには、文化・観光関係者のみならず、産・学・官、地域住民が主体となって、継続的に日本遺産の取り組み

に参画することで、日本遺産を「地域の宝」として地域の活性化につなげていくことが重要です。また、全国で日本遺産を盛り上げるため、認定地域同士が連携した取り組みを行う仕組みづくりも必要であるといえます。

アフターコロナを見据え、日本遺産の魅力を発信するとともに、ブランド力を維持・強化するための課題を解決し、今後も、国と認定地域が一体となって取り組みを進めていくためには、国における日本遺産の取り組みの更なる推進・強化が欠かせないことから、国において以下の事項を実現していただくよう要望します。

記

1. 日本遺産の認知度向上及びブランド力強化のため、メディア等を活用した全国的な PR 効果が期待できる施策の実施や、各省庁における関連事業との連携強化、民間事業者への日本遺産の積極的な活用促進の施策を講じること。
2. 2025 年の大阪・関西万博などを見据え、国として国内外観光客に対し、日本遺産の魅力発信などの PR 施策を実施すること。また、「日本遺産の日」や「日本遺産サミット（フェスティバル）」において、主体的な活用・支援を行うこと。
3. 新型コロナウイルス感染症の収束に伴い回復傾向にあるインバウンドに日本遺産を絡め、さらなる訪日外国人の増加と日本遺産の知名度向上につながるよう、関連組織との連携を強化し、

訪日外国人の誘客に向けた施策を講じること。また、インバウンド拡大に向け効果的な先進事例等の情報共有を行うほか、地域間連携をふまえた全国的なイベント開催等、すべての日本遺産認定地域へ観光客が訪れるような施策を講じること。

4. 日本遺産構成文化財の魅力の向上や将来に向けた活用のため、その保存や誘客用の施設整備にかかる財政支援を充実すること。また、補助対象事業の拡大や補助制度の運用改善など、日本遺産の持続的な発展のための補助制度の見直し・拡充を行うこと。
5. 日本遺産を活用した地域活性化における評価制度については、地域ごとの現状をふまえた評価を行うこと。また、すべての日本遺産が欠けることなく協力し、価値を高め合い、日本遺産が認定継続され、真に地域の活性化につながるよう、取り組みや状況に応じたフォローアップの推進を図ること。

令和 5 年 9 月 7 日

令和6年度以降の日本遺産サミット開催予定について

開催年度	認定 No.	協議会名	認定ストーリー名	開催地
令和6年度	2 1	極上の会津プロジェクト協議会	会津の三十三観音めぐり～巡礼を通して観た往時の会津の文化～	会津若松市 (福島県)
令和7年度	4 9	倉敷市日本遺産推進協議会	一輪の綿花から始まる倉敷物語 ～和と洋が織りなす繊維のまち～	倉敷市 (岡山県)
令和8年度	6 7	日本遺産南国宮崎の古墳景観活用協議会	古代人のモニュメント ー台地に絵を描く 南国宮崎の古墳景観ー	西都市 (宮崎県)
令和9年度	5 1	中芸のゆずと森林鉄道日本遺産協議会	森林鉄道から日本一のゆずロードへーゆずが香り彩る南国土佐・中芸地域の景観と食文化ー	中芸地域 (高知県)
令和10年度	1	教育遺産世界遺産登録推進協議会	近世日本の教育遺産群ー学ぶ心・礼節の本源ー	水戸市 (茨城県)
令和11年度	5 7	宇都宮市大谷石文化推進協議会	地下迷宮の秘密を探る旅 ～大谷石文化が息づくまち宇都宮～	宇都宮市 (栃木県)

日本遺産連盟規約

令和3年10月1日議決

(名称)

第1条 この団体の名称は、「日本遺産連盟」（以下「連盟」という。）とする。

(所在地)

第2条 この団体の所在地は、事務局の所在地と同一である。

(設置目的)

第3条 連盟は、第5条に規定する団体（以下「会員団体」という。）が関係省庁と連携し、日本全国に点在するストーリーを国内外に向けて積極的に情報発信することによる地域及び日本のブランド力の向上を目的とする。

(事業)

第4条 連盟は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 日本遺産サミットの開催
- (2) 「日本遺産の日」の普及啓発活動
- (3) その他日本遺産に関する情報発信及び普及啓発活動
- (4) 会員団体間の情報交換
- (5) 会員団体に根付く伝承及び風習の継承
- (6) 国内外からの観光客誘致、地場産業の振興、特産品の消費拡大
- (7) 前各号に掲げるもののほか、連盟の目的達成に必要な事業

(会員)

第5条 連盟は、次の各号に掲げる団体をもって組織する。

- (1) 正会員（日本遺産の認定を受けたストーリーを代表する団体をいう。日本遺産の構成文化財所在地の地方公共団体を含む。）
- (2) 準会員（日本遺産の認定候補地の団体をいう。）
- (3) 賛助会員（連盟の趣旨に賛同する団体をいう。）

(役員)

第6条 連盟に役員として、会長1名、副会長及び監事若干名を置き、次の第1号から第3号の事業を実施する。

- (1) 日本遺産サミット開催候補地の選定
- (2) 国会議員及び関係省庁への要望活動
- (3) 総会・幹事会の運営

- 2 会長は、開催年度の日本遺産サミット開催地における正会員が選任した者とする。
- 3 副会長は、次年度以降の日本遺産サミット開催候補地における正会員が選任した者とする。
- 4 監事は、前年度の日本遺産サミット開催地における正会員が選任した者とする。
- 5 役員の就任は、連盟総会の承認を得るものとする。
- 6 役員の任期は、各1年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 役員は、再任されることができる。

(職務)

第7条 会長は、連盟の会務を総理し、連盟を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 監事は、連盟の会計監査を行い、その結果を総会において報告する。

(顧問)

第8条 連盟は、必要に応じて顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、連盟の目的達成のため必要な事項について、連盟に対し助言することができる。

(総会)

第9条 総会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 総会は、正会員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 総会は、次に掲げる事項を審議し、議決する。
 - (1) 本規約の制定改廃
 - (2) 連盟の予算及び決算
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、連盟が運営上必要と認める事項
- 4 総会の議事は、出席正会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 総会は、正会員以外の会員も傍聴することができる。
- 6 やむを得ない理由により会議に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって表決権を行使することができる。
- 7 前項の規定により表決権を行使する者は、出席したものとみなす。
- 8 会長は、緊急の必要がある場合には、正会員に対し、書面をもって賛否を求め、総会の議決にかえることができる。

(負担金)

第10条 連盟は、毎年度、次の各号に掲げる会員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を負担金として徴収する。

- (1) 正会員 20,000円
 - (2) 賛助会員 1口10,000円
- 2 前項に定めるもののほか、連盟は、第4条に規定する事業のうち、特に必要と認める事業に要

する経費に充てるため、事業への参画を希望する会員から臨時に負担金を徴収することができる。

- 3 正会員は、負担金を当該年度の8月31日までに支払う事とする。

(会計年度)

第11条 連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 前項に規定する会計年度に属すべき出納の整理期間は、当該会計年度の終わりに属する年の4月1日から5月31日までとする。

(庶務)

第12条 連盟の庶務は、会長の所属する団体事務局において処理する。

- 2 会計事務は、特に定めのない限り、会長の所属する団体の規定を準用する。

(幹事会)

第13条 第4条に規定する目的を達成するため連盟に幹事会を置き、次の第1号から第3号の事業を実施する。

(1) ブロック内の連絡調整

(2) 幹事会への参加

(3) その他、連盟の運営を補佐する事業

- 2 幹事は、10名以内とし、全国を別表1に掲げる北海道・東北、関東、中部、関西、中国・四国、九州・沖縄の6ブロックに分け、各ブロックの正会員の中から1～2団体を選出する。
- 3 幹事の任期は、2年とし、各ブロックの選出に基づき会長が承認する。幹事から役員となる場合は、役員の任期とする。
- 4 ブロックを跨ぐ広域シリアル型認定団体が幹事に選出された場合は、当該協議会内における事務局の異動にかかわらず、前項に規定する任期を同一の自治体が務めるものとする。
- 5 幹事は、再任されることができる。
- 6 幹事会は、役員と幹事により構成され、組織及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(その他)

第14条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成28年7月1日から施行する。

この規約は、令和3年10月1日から施行する。

(幹事の任期に関する経過措置)

本規約第4条の規定に伴う役員の任期及び、第11条の規定に伴う幹事の任期の起算は令和4年4月1日からとする。

別表 1（第13条第 2 項関係） ブロック分けの構成

北海道・東北ブロック	北海道・青森県・秋田県・岩手県・山形県・宮城県・福島県
関東ブロック	群馬県・栃木県・茨城県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県
中部ブロック	新潟県・富山県・石川県・福井県・岐阜県・愛知県・長野県 ・山梨県・静岡県
関西ブロック	滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・三重県・奈良県・和歌山県
中国・四国ブロック	鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・香川県・愛媛県 ・徳島県・高知県
九州・沖縄ブロック	福岡県・佐賀県・長崎県・大分県・熊本県・宮崎県・鹿児島県 ・沖縄県